

# つながり新聞

平成31年2月号

NEWS

## 有給休暇5日取得の義務

### 4月1日スタート

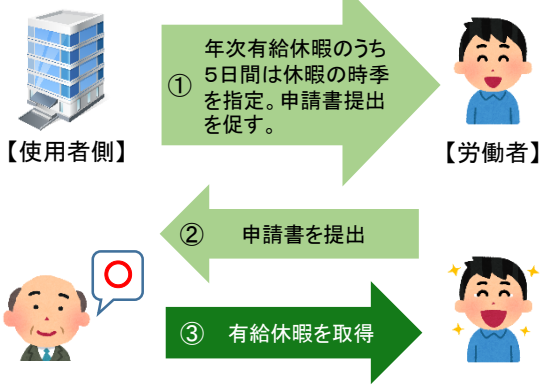
現在、年次有給休暇は、労働者の権利として、自らの意志で、手を挙げて、取得するものでした。ところが、今後は、使用者が労働者に対して、労働者の意見を尊重し、使用者が取得時期を指定するものへと、変わります。厚生労働省が示した、年休5日取得義務化。使用者にとってはインパクトがあります。なぜなら、この義務化には罰則が

あるからです。押さえておきたいこととしては、使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し尊重するように努めなければなりません。さらに、使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し3年間保存しなければならぬので、今から作成、用意をしておきましょう。

## すべての会社対象 平成31年4月から

使用者側が有給休暇取得時季を指定する必要あり

対象労働者：年間10日以上年次有給休暇が付与される労働者



※既に5日間の有給取得をしている場合、時季指定不要。3日間自ら申請している場合などは、2日間の時季指定。

Tax Info

## 役員報酬の取扱い

役員報酬と従業員給与の違いは、支払ったお金を損金(税金を減らす事)にできるかどうかです。役員報酬は、法律が厳しくなっていますが、役員であれば株主総会の決議で役員報酬の金額を決めることができます。役員報酬の金額を事業年度の途中で変更すると損金として認められない場合があります。十分注意が必要です。役員報酬については手続き等が定められているため、税理士と相談して決めることをお勧めします。

<発行元>

いちかわ税理士事務所  
 平塚市東真土3-3-5  
 電話 0463-54-5366  
 F A X 0463-71-5313  
 http://0463545366.com/

## 今月の風景



平塚市総合公園内の大吉 たぬきです♪

## Teamいちかわ



寒い日が続いておりますが、事務所近くの総合公園の桜は咲き始めています。

Topics

## 1ヶ月の貯蓄額の目安

収入はあるのに、なぜか貯金がない。：。そういった方は周りにはいませんか？貯蓄の基本は、無理のない金額を毎月コツコツ貯め続けることです。余ったら貯めようと思ってもうまくいきません。お金が入った段階で先取りしてしまう。先取り貯蓄が確実な方法と言えます。家族構成や暮らし方など、ライフスタイルによっても異なりますが、最低でも収入の10%は貯蓄に回すのが理想だと言われています。



## サイバーセキュリティの日

2月1日はサイバーセキュリティの日です。パソコンやスマートフォンで手軽に情報を取り入れられるようになりました。とても便利になりましたがその一方で情報を操作されたり利用できなくなったりするのは危険なことであり、問題視されています。インターネットを楽しく快適に使えるようにセキュリティの見直しをするのがおすすめです。

### 今月の<気になる!>

子供向けに作成された「税金かるた」が反響を呼んでいます。「嬉しそう 酒税を納める お父さん!」など、税金の仕組みがよく分かるとする一方、大人からは「笑うしかない」、「つらくなる」との声が出ています。

## 2月の主な税務

- 30年分所得税の確定申告
- 30年分贈与税の申告
- 固定資産税第4期分の納付
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 30年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
- 3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告、など

HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。 <http://0463545366.com/>



せいぎん 豆知識

「バンダイナムコ」は、この時期、バンダイナムコのチョコは経費になるのか疑問に感じますよね。プレゼントした相手、相手との関係によって経費になったりならなかったりと……。チョコレイトを老若男女国籍を問わず、全ての者に配った場合は、広告宣伝費として経費になります。ポイントには誰にあげたか、仕事上必要だったのか、そして、愛の告白だったのかです。ホワイトデーもまた同様の考え方になります。

☆今回は会計年度のギモンです。